

# 強調月間実施要綱

スローガン

## 「災害の 危険の芽を摘む 特自検」

令和7年 11月1日(土) ▶ 11月30日(日)

### 趣 旨

建設荷役車両の特定自主検査(特自検)の実施台数は、令和6年度には全国で約210万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として多発しており、憂慮される状況です。当協会においては、令和7年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署のご協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

### 対象事業者

- (1) 建設荷役車両の検査・整備を行う  
登録検査業者
- (2) 建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- (3) 建設荷役車両を使用する  
事業者・元方事業者
- (4) 建設荷役車両のリース・レンタル事業者

### 事業者が行う実施事項

- (1) 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者の  
それぞれの立場での実施事項

- 特自検業務が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に對しPRを行う。

### 主唱者の実施事項

- (1) 新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と  
特自検の重要性のPR
- (2) ポスター、リーフレット等広報資料の  
作成と配布
- (3) 巡回指導による現地指導
- (4) 研修会・実務研修等の開催
- (5) 「特自検業務点検表及びその解説  
(検査業者用又は事業内用)」を用いた  
特自検業務点検の実施勧奨

- (2) 建設荷役車両を使用する事業者・  
元方事業者及びリース・レンタル事業者の  
それぞれの立場での実施事項

- 特自検が計画的に実施されているか確認する。
- 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。